

○富山市くれは山荘条例

令和3年3月30日

富山市条例第41号

(設置)

第1条 市民の休憩の場を提供し、もって市民の福祉の向上及び健康の増進に資するため、富山市くれは山荘（以下「くれは山荘」という。）を設置する。

(位置)

第2条 くれは山荘の位置は、富山市西金屋6717番地とする。

(施設)

第3条 くれは山荘に次に掲げる施設を置く。

(1) 越山荘

ア 和室

イ 浴室

ウ 調理室

(2) 能州庵

ア 和室

イ 洋室

ウ 調理室

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施設

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にくれは山荘の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のと

おりとする。

(1) くれは山荘の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務

(2) 第3条第1号及び第2号に掲げる施設の使用の承認に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、くれは山荘の管理に関し市長が必要と認める業務

(使用時間)

第6条 くれは山荘の使用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第7条 くれは山荘の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(1) 火曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、この日後においてこの日に最も近い休日以外の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の承認)

第8条 第3条第1号及び第2号に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、くれは山荘の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を承認しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、くれは山荘の管理上特に支障があるとき。

(使用の承認の取消し等)

第10条 指定管理者は、第8条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

(3) 第8条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。

(4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定の適用により使用者が損害を受けても、指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金の納付)

第11条 使用者は、指定管理者に別表に掲げる施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

(利用料金の額等)

第12条 利用料金は、別表に定める額を超えない範囲内において、指定管理者が法第244条の2第9項後段の規定により市長の承認を受けて定める額とする。

2 指定管理者は、前項の利用料金を定めたときは、これを公表しなければならない。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、規則で定める場合に該当するとき、規則で定める額の利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなかったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備)

第16条 使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第17条 使用者は、使用を終了したとき（第10条第1項の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときを含む。）は、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第18条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入館の制限)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物を携行する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、くれは山荘の管理上特に支障があると認められる者

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 11 条、第 12 条関係）

施設名		単位	金額（円）
越山荘	和室及び調理室	1 室につき 1 時間	1, 100
	浴室	1 人につき 1 回	1, 100
能州庵	和室、洋室及び調理室	1 室につき 1 時間	1, 100
附属設備		規則で定める額	

備考

- 1 冷房又は暖房期間中に施設（冷房又は暖房設備を有する施設に限る。）を使用する場合は、この表に定める額の 20 パーセントに相当する額を加算する。
- 2 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間として計算する。
- 3 使用時間の短縮による利用料金は、減額しない。